

最低制限価格の設定について

(※赤字が今回の変更箇所)

対象案件

香芝市水道事業が入札に付する管工事・土木工事・建築工事及び舗装工事の全案件について、最低制限価格を設定するものとします。

算出方法

【管工事】

最低制限価格は、対象となる建設工事の設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額（当該額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の10分の9.2を超える場合は設計金額に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計金額の10分の7.5に満たない場合は設計金額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

【土木工事・建築工事・舗装工事】

最低制限価格は、対象となる建設工事の設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の10分の9.2を超える場合は設計金額に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計金額の10分の7.5に満たない場合は設計金額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

公表

最低制限価格は、事後の公表（開札時及び入札結果公表書）とし、事前公表は行いません。